

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成25年10月28日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名 三和エナジーB5 燃料製造・販売における J-VER 創出プロジェクト			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	三和エナジー株式会社		
住所	神奈川県横浜市港北区篠原町 1200 番地		
代表者氏名	上野 瑞穂	代表者役職	代表取締役
担当者氏名	亘理 篤哉	担当者 所属部署・役職	企画開発部
担当者 E-mail	watari@sanwa-energy.com	担当者電話番号	045-432-2983
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	三和エナジー株式会社		
プロジェクト参加者名	株式会社ダイキアクシス		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	三和エナジー株式会社		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	一般財団法人 日本品質保証機構		
検証機関名	一般財団法人 日本品質保証機構		

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4ケタ)	0165
プロジェクト登録日	2011年10月27日
	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>株式会社ダイキアクシス事業所にて製造されたB100を使用して、三和エナジー株式会社の営業拠点であるエナジーポイント埼玉中央にてバイオ燃料(B5)を製造。自社車輌での自家使用と燃料配送事業を通して車輌や建設現場向け重機など一般販売することで、化石燃料(軽油)代替を通じてCO₂削減を行う。</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <p>三和エナジー株式会社は、経済産業省登録の軽油特定加工業者であり定められた方法によりB5の製造と販売を行う。</p> <p>【法令遵守状況】</p> <p>三和エナジー株式会社の営業所は危険物施設であり消防法、建築基準法の法令を遵守している。また、B100 製造業者である株式会社ダイキアクシス松山事業所も同じく危険物施設であり消防法、水質汚濁防止法、建築基準法を遵守している。</p> <p>【採用技術】</p> <p>B100 を製造においては、株式会社ダイキアクシス開発のプラント(D-Oil7000AN型)を使用。B5 製造においては、ラインミキサーVRX-150-SKを使用。</p> <p>【モニタリング方法】</p> <p>J-VER制度の定める方法及び方法論 SS-E004 Ver.6.0に基づきモニタリングを行う。</p> <p>【GHG 算定式の方法論への準拠性】</p> <p>J-VER制度の定める方法及び方法論 SS-E004 Ver.6.0に基づいた算定を行う。</p> <p>【モニタリング体制】</p> <p>B100 製造においては、株式会社ダイキアクシス松山事業所にてモニタリングを行い、B5 製造・販売に関しては三和エナジー株式会社にてモニタリングを行う。集められたデータ等は算定・報告責任者直理が行う。</p> <p>【QA / QC 体制】</p> <p>品質保証及び品質管理については、原材料であるB100は株式会社ダイキアクシスが定期的に品質確認を行う。また、本プロジェクトにて製造されたB5燃料は品確法の定めによる分析を行う。</p>
プロジェクト概要 ¹	

¹ プロジェクト概要是プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

モニタリング結果概要 ²		<input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。 (その他特筆すべき事項)						
適用モニタリング方法 ガイドライン		<u>オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン</u> (排出削減プロジェクト用) ver.						
適用方法論		方法論番号	SS-E004 ver. 6.0ver.					
		方法論名称	「廃食用油由来のバイオディーゼル燃料の車両等における利用」					
モニタリング結果								
モニタリング期間		2011年4月1日～2013年3月31日						
<方法論R001・R002・R003のみ>								
モニタリング対象面積								
排出削減・ 吸收量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計	
	t-CO2				16	19	35	
認証依頼削減・吸收量		35t-CO2 ³						

² モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

³ 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名: <u>三和エナジー株式会社</u></p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む)に申請しています</p> <p style="margin-left: 2em;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="margin-left: 2em;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付隨していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付隨していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

- 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: _____

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: _____

- 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

- 公的な報告・公表制度には参加していません。

- 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

その他

具体的に: _____

- 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

- 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

- 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他社に譲渡していないもの)は除きます。

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上